

傷病手当金の支給対象となる方（フローチャート）

あなたは傷病手当金の支給対象かもしれません

令和2年1月1日から現在まで、吹田市の国民健康保険に加入している（加入していた期間がある）。



対象外
※加入している（いた）健康保険にお問い合わせください。



上記の国民健康保険加入期間中、勤務先から給与等の支払いを受けていた（被用者だった）期間がある。



対象外
※勤務先から給与等を支払われている方（被用者）が対象となります。
※事業所得のみの方は対象外となります。



そのうち、新型コロナウイルス感染症に感染若しくは発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日間（待機期間）、仕事をお休みしていた（現在も休んでいる）が期間ある。



対象外
※連続した3日間（待機期間）の後の4日目以降が支給の対象となります。



待機期間後、4日目以降のお休みの期間に、給与等（有給休暇）の支払いを受けていない。



原則対象外
※有給休暇などで給与等の支払いを受けている場合は支給対象外となります。

はい

傷病手当金の支給対象の可能性があります。
事前に国民健康保険課給付グループへご連絡ください。



ただし、給与等の日額が傷病手当金の日額より少ない場合、差額が支給されます。
詳しくは国民健康保険課給付グループまでお問い合わせください。

該当の場合

申請には以下の書類が必要となります。

- 1 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- 2 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
- 3 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
- 4 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）